

## 障がい学生支援と合理的配慮について

### ○本学の障がい学生支援について

本学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、身体障がい、精神障がい、発達障がい、その他心身の機能の障がいがある学生の修学支援等を行います。障がいのある学生が、他の学生と平等に教育を受け学生生活を送ることができるよう、本人の申し出により、協議のうえ、合理的配慮を提供します。

### ○合理的配慮について

<合理的配慮を判断する観点>

- ・学生本人の意思の表明がある。
- ・実施に伴い大学の負担が過重でない。
- ・本学における教育・研究、その他関連する活動全般を対象とする。
- ・他の学生と同等の教育を受ける機会の提供を保障するために必要かつ適当な変更・調整である。
- ・教育・研究の目的・内容・評価の本質的な変更ではない。
- ・根拠資料がある。(医師の診断書または意見書・専門家の所見・支援状況に関する資料等)
- ・障がい者、第三者の権利利益を侵害しない。
- ・他の学生と均等が保てない内容や過重な負担が生じる場合には、その旨を本人に伝えたと上で、配慮が実施されない場合や代替案を相談します。

### 【問合せ先】

学生総合支援センター 障がい学生支援室（修学支援窓口）

電話：0258-47-9929

(問合せにつきましては、土曜、日曜及び祝日を除く10時から16時30分までの間をお願いします。)